

第6期高知県保健医療計画の策定について

資料1

策定スケジュール

H24.3.21	H24.3.30	H24.7.6	H24.8.20	H24.9.10	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
平成23年度高知県医療審議会 (第6期計画の構成について承認)	国の医療計画作成指針の通知	第1回保健医療計画評価推進部会 (検討会議等で案を作成する以外の項目を検討)	第2回保健医療計画評価推進部会 (第1回部会での意見を反映させた案の修正、保健医療圏の設定)	第1回高知県医療審議会 (計画諮問、検討状況の報告)	第3回保健医療計画評価推進部会 (第2回部会での意見を反映させた案の修正、5疾病5事業・在宅医療・医療従事者確保の検討)	第4回保健医療計画評価推進部会 (第3回部会での意見を反映させた案の修正、基準病床数)	第2回高知県医療審議会 (計画検討)	パブリックコメント	第3回高知県医療審議会 (計画答申)	議会への報告	計画策定・告示

・各検討会議等での素案検討 ・各圏域日本一の健康長寿県構想地域推進協議会で意見聴取

計画に定める主な項目

- 5疾病・5事業及び在宅医療に係る目標、医療連携体制、医療機能に関する情報提供
※病期に応じ必要な医療機能と各機能を担う医療機関名を記載、地域の医療連携体制を県民に分かりやすく示す。
- 医師・看護師等医療従事者確保
- 医療の安全の確保
- 医療圏の設定
※人口規模が20万人未満の二次医療圏について、入院患者の流入割合が20%未満・流出割合が20%以上の場合は、設定の見直しが求められている。
(安芸、高幡が該当)
- 基準病床数
※本県では全ての圏域で既存病床数が基準病床数を超えるため、原則として増床できない。

改訂のポイント

1. 疾病・事業ごとのPDCAサイクルの推進
(1)5疾病・5事業及び在宅医療について、病期や医療機能ごとに分類したストラクチャー・プロセス・アウトカムに関する指標により、現状を把握する。
※国から示された指標に加え、必要に応じ独自の指標を用いる。
(2)指標により把握した現状を分析、地域の医療提供体制の課題を抽出し、課題をもとに数値目標を設定する。
(3)数値目標を達成し、医療提供体制をより充実させるために策定した事業を記載する。
(4)計画に記載した事業の進捗状況や目標項目の数値の年次推移について、1年毎に医療審議会等で評価を行い、結果を公表する。
2. 在宅医療に係る目標、医療連携体制を記載
3. 医療計画に定める疾病に「精神疾患」を追加
4. 医療従事者確保に関する具体的事業を記載
5. 東日本大震災で認識された課題を踏まえた災害時の医療体制の構築

改訂の検討体制

